３．子どもが明るく心豊かに育つまち

（１）健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として成長していくための、幼児教育、学校教育の充実を図ります。

子どもたちが身近な地域で遊び、交流、体験活動を行うことができるよう幼稚園、学校、児童館、公民館等を活用した安全で、安心できる子どもの居場所づくりを推進していきます。

家庭が、将来の人格形成を担う場としての認識のもと、家庭教育に対する支援及び情報の提供を図ります。また、地域資源を有効に活用した体験学習等の機会の拡大等を推進していきます。

１）幼児教育の推進

幼児、一人一人の特性と個性を尊重し、望ましい人格の形成を助長していくため、幼児の主体的な活動と豊かな生活体験を育む幼児保育及び教育環境づくりを推進していきます。

①幼稚園、保育施設の連携による幼児教育の推進

幼稚園及び保育所(園)の役割・意義を大切にしながら、それぞれぞれの施設が相互に連携し、幼児の健やかな成長を促す幼児教育環境の充実を図ります。

②幼稚園機能の強化

地域、家庭との連携強化を図りつつ、未就園児への施設開放、子育て相談体制の充実等、地域子育て支援センター的役割の強化に努め、地域における子育て支援の拠点としての活動を積極的に展開していきます。

③幼小連携の推進

幼児教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、教師間、幼児児童間、保護者間交流を図り幼小連携を推進していきます。

④２年保育の推進

現在、市内６箇所の市立幼稚園で４歳児からの２年保育を実施しています。今後とも２年間の見通しをもった教育課程のもとで、基本的な生活習慣、生活及び集団のルール、友だち関係のあり方、異年齢交流の中で思いやりや自己自立を学ぶ等、より充実した２年保育を推進していきます。

⑤幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園の教育課程外の教育活動として、現在、全私立幼稚園と市立幼稚園５園で「預かり保育」を実施しています。今後とも、午前中の活動との連携、幼児の二重保育の解消、家庭との密接な連携などに配慮し、保護者の子育て支援を目的とした預かり保育の充実に努めていきます。

⑥障害のある幼児の受け入れの充実

障害のある幼児の受け入れ、指導については保護者の多様なニーズを把握し、信頼関係を培う支援体制の充実を図っていきます。

２）ゆとりある学校教育の推進

①「生きる力」を育む教育の推進

ゆとりの中で一人一人の個性や能力の一層の伸長を目指しつつ、基礎的・基本的事項の定着と自主的・主体的な学習態度を育成する指導の工夫と改善に努めていきます。

また、総合的な学習の時間等を有効活用し地域の専門職等と協働・連携により、自ら学び、自ら考える力の育成に努め、社会の変化に柔軟に対応していける「生きる力」を身につける教育を積極的に推進していきます。

②豊かな人間性を育む道徳教育の推進

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造を行い、地域発展と社会貢献ができる人材の育成を行う道徳教育を推進していきます。

③社会体験学習の充実

商工会、地域商店街、学校との連携により小中学生を対象に地域企業等での職場体験等を実施し、働くことの喜びやつらさ、社会的なルールを学ばせ、生きる力を身につけさせる教育を推進していきます。

④思春期教育の充実

いじめ、不登校問題に加え性に関する事項、飲酒喫煙、薬物乱用の増加等が学校保健の顕在的なテーマとしてあげられています。

そのため、児童生徒に正しい生活習慣を身に付けさせ健康な生活の保持・増進、心身の健全育成を図る観点から学校保健安全計画に基づく適切な指導体制の充実とともに、保健師等との連携による思春期教育の充実に努めていきます。

⑤国際性豊かな人材の育成

グローバルな視野で、世界の発展と平和に貢献できる人材を育成する教育を推進していきます。

また、地域の歴史・文化を継承発展させ、異文化に対する関心や理解を深めさせていくため国際的な視野に立った異文化交流、情報収集、活用能力の向上に資する教育を一層推進していくとともに、語学力の向上、コミュニケーション能力を高める教育を推進していきます。

⑥金銭教育の推進

ものが豊かになる今日の社会において、ものやお金があることが当たり前という感覚を持たせないために、金銭を無駄に使わない、金銭を生かして使うこと、ものを大切にする考え方を育て、金銭に対する健全な感覚を養う教育を推進していきます。

⑦生徒指導、進路指導の充実

児童生徒の持つ可能性を最大限に伸ばしていくため適切な生徒指導・進路指導の充実に努めていきます。

⑧特色ある学校づくり

児童生徒の能力、興味、関心などが多様化している実態を踏まえ、各学校がそれぞれの個性を最大限に伸長させるため、学習の選択幅を拡大し、自主・自律による特色ある学校づくりを行います。

⑨開かれた学校づくりの推進

自主性と創造性を養い、児童生徒の自己教育力を高める指導の充実を図るとともに、子どもの健やかな育ちを求め、子どもの心を豊かに育む教育を目指し、創意工夫を活かした特色ある教育、開かれた学校づくりを推進していきます。

また、家庭教育力の向上を支援していくため、学校、地域、家庭等との連携により地域の子育て支援機能を高めていきます。

⑩学習環境の整備

創造性や情緒豊かな児童生徒の育成基盤である学校教育施設については、老朽校舎を対象に校舎の増改築、現存する余裕教室の有効活用を図り学習効果の向上や教育環境の改善に努めていきます。

また、屋内運動場、水泳プール、武道場の整備を推進し、児童生徒の心身の健全な発達を促進していきます。

⑪特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確に把握し、一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育課程を編成するとともに、就学指導体制や相談支援体制の整備充実を図ります。

３）いじめ及び不登校への対応

本市では、平成 15 年度より「やる気・元気サポート室」を設置し、社会問題となっているいじめ非行などの問題行動や不登校などに適切に対応しています。

今後とも学校、地域、家庭との連携を一層強め、いじめ、非行問題やひきこもり、不登校児童生徒等の諸問題に迅速に対応する体制の強化に努めていきます。

①相談支援体制の充実

児童生徒の将来的な可能性を最大限に伸ばしていくことを最優先に掲げ、心豊かな児童生徒育成に向け、心の教育相談員、教育相談支援等による相談支援やカウンセリング事業の充実、強化に努めます。

②不登校、引きこもり対策の充実

不登校、ひきこもり等の早期発見・適切な対応を図るため「青少年センター」・「やる気・元気サポート室」における指導・支援体制の充実を図るともに、関係機関との連携による青少年問題ネットワークの機能強化や諸事業の支援を実施していきます。

また、「やる気・元気サポート室自立支援室きら星学級」や「青少年センターあけもどろ学級適応指導教室」、教職員のメンタルヘルス相談事業等の充実に努めていきます。

③いじめをしない、させない環境づくりの推進

他人の個性を尊重し受け入れる心を養い、いじめをしない、させない人間関係づくりのために、集団生活の中で、人との接し方や生き方を深める教育を推進していきます。また、学級・学校環境の改善に向けた取り組みも推進していきます。

４）子どもの居場所づくり

学校週５日制に伴って、子どもたちが地域の中で様々な体験や交流活動を通して豊かな創造性を育てる場所の必要性が高まっています。

子どもの居場所づくりについては、大人が提供すする場のみならず、子ども自身が行きたいときにいける場、自分自身が活躍できる場などを考慮した環境づくりを推進していきます。

また、青少年の健全育成のための環境づくりの観点から中高校生の居場所が不足していることを踏まえ、地域の中高校生が気軽に集い、利用できる児童館施設を含めた居場所づくりを進めていきます。

①児童館機能の充実

自然体験や生活体験、高齢者と世代交流、障害児や異年齢交流など多様な人との交流活動拠点としての充実に努めていきます。

③地域の子育て支援活動の促進

地域の公民館等を利用して行われている、学生並びに地域ボランティアが行う自主的なふれあい事業や交流事業等の活動を促進していきます。

④子どもの居場所づくり事業（地域こども教室）の推進

各小中学校で進められている子どもの居場所づくり事業（地域こども教室）の一層の充実に取り組んでいきます。

また、小学校等においては、地域コミュニティの形成、居場所づくりの一環としてコミュニティールーム、クラブハウスの整備やボランティアの公募等を実施しており、今後とも学校、地域との連携を密にした居場所づくり等への取り組みを推進していきます。

⑤幼稚園、保育所等を活用した居場所づくり

乳幼児とのふれあい、保育活動の補助等を通して小さい子どもたちとの接し方や関わり方を学ぶとともに、子ども自身の活動が必要とされる、或いは活用される場として身近な地域に存在する幼稚園、保育所などを活用した居場所づくりに向けた取り組みを推進していきます。

⑥青少年集いの広場整備検討

公共施設、つどいの広場事業に活用される場所等を利用し、利用時間を区分して青少年の多様な活動の場としての利用を検討していきます。

⑦国や沖縄県との連携による多様な居場所づくりの創設

青少年健全育成環境づくりの観点から、国や沖縄県が進める子どもの居場所づくりとの連携を図ります。

５）家庭教育力の向上対策

子どもに対する教育は学校のみではなく、自立心や自尊心、基本的生活習慣、社会的ルール、マナーなどを身に付けた子どもたちの育成は家庭や地域を中心に行われるべきものであるとの認識のもと、それぞれが担うべき役割を踏まえ、子どもの健全育成に向けた家庭教育力の回復、向上が求められています。

「地域の子どもは地域で育てる」ことをめざし、公民館や児童館の有効利用を図りつつ家庭教育力、地域教育力の向上に努めていきます。

①家庭、地域における教育力の高揚支援

公民館、児童館、幼稚園、保育所並びに学校教育機関と関連する機関相互の連携を図り、全小中学校に「家庭教育支援会議」を設置し、大人と子どもがお互いに学び、育ち合うという環境づくりに向けた取り組みを推進していきます。

②家庭教育に関する学習機会の充実

親自身が子育てに対する情報や知識を養いながら、子育ての視野を広げ、直面する子育ての不安や悩みを解決していく力からを身につけることを支援していくため、子どもの発達に応じ、段階的な「家庭教育学級」等の学習機会の提供と情報の提供を充実させていきます。

③親子のふれあい機会の充実（再掲）

これまで子育ての負担を担ってこなかった、或いは参加できなかった父親が主体的に子育てに参加できるよう公民館、児童館、幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターでの「親子ふれあい教室」等、親子で参加する機会の提供に努めていきます。

④ＰＴＡ活動の活性化

ＰＴＡは、教育支援組織の中で大きな役割を有する団体であり、家庭教育の充実を図るうえで、その中核となる団体として積極的に活動を支援していきます。

⑤保護者の問題解決能力の向上を支援する人材の育成

保護者が幼児期から学齢期における子育てや、家庭教育における諸問題に適切に対応していくことを支援していくため、家庭教育力を高める指導者的役割を担う人材の育成に向けた取り組みを推進していきます。

⑥図書館教育の充実

市民の生涯学習や文化活動を支援する図書館教育は、児童生徒の心豊かな創造性を育むために重要な役割を担っています。今後とも図書館未設置地区へ移動図書館車の巡回サービスの充実、学校及び地域文庫との連携、各図書館のネットワークの強化に努め子どもの読書環境の充実を図ります。また、図書館での赤ちゃん絵本を充実させ、子育て支援を図ります。

６）食育の推進

近年、社会環境の変化に伴い、子ども達を取り巻く食の環境は大きく変化しています。乳幼児期からの朝食の欠食や小中高生のスナック類の間食の多さ、或いは起床、就寝時間の遅延等という生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など、生活習慣病等、食に起因するような健康問題が起きています。

また、核家族の進行などによって、伝統的な食に関する知識や技術を次の世代に伝えていくことが難しくなってきています。このような、現状から、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが重要になっています。

このため、保健分野や教育分野をはじめ様々な分野が連帯しつつ、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づり等の体験活動などを通して、豊かで健やかな食生活をおくるための能力を育てる「食育」を推進します。

①食生活に関する啓発普及の推進

子どもの成長発達が理解できる資料を作成し、乳幼児健診の際、「子どもの食生活と発育の関係」或いは「生活リズムの乱れと発育発達の関係」について、保護者への個別指導を強化します。

②食育事業の推進

食生活や食環境の健全化のため、食生活改善推進員の活動を推進し、旬の食材・多くの食材を使って料理をする親子料理教室の拡充を図ります。

③保育所等での取組み

食の大切さを教えるために、保護者及び幼児を対象に栄養士による講演会を保育所毎に実施するようにします。また、作物の生育を知ることで食品に愛着が湧き、食べ残しが少なくなることが期待されることから、保育所等で農産物の栽培活動の実体験を推進します。

④地産地消の推進

地元の農産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農産物の安定供給とともに、食育の推進を図ります。その一環として、小中学校・保育所等において地元農産物の食材を活用し、郷土料理や伝統料理などの食文化に対する子ども達の関心を高め、食の安全・安心・望ましい食習慣に関する理解を深めていきます。

（２）次代を育む親と子の教育支援

子どもは、次の世代の親となり、子どもを生み育て明日の社会の担い手となることを再認識したうえで、次代を担う子どもたちとその親の自立を支援し、社会全体で親と子どもを育てる地域づくりを推進していきます。

そのため、幼少期から命の大切や子どもを生み育てていくことに対する喜びや楽しみを見出し、意義と理解を深めるための交流、体験活動を推進するとともに、学校、地域、家庭等の連携による豊かな人間性の育成に努めていきます。

また、若い人たちが積極的に社会、経済活動に参加し自己実現を図るとともに、良好な家庭を築き、子どもを生み育てることを選択していくための支援に取り組んでいきます。

１）次代の「親」となるための教育支援

①小さい子どもとふれあう機会の充実

総合的な学習の時間、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診等の場を活用し、多様な機会を通して、児童生徒が乳児及び幼児とのふれあいのなかで、命の大切や子どもを生み育てることに対する意義と理解を深めていくことができる機会の充実を図ります。

②母性、父性の育成支援

次代の親となるための準備教育として、母子保健事業との連携により、育児不安の解消、虐待の未然防止等に視点を置いた母性、父性を育む教育を推進していきます。

③男女平等を推進する教育の充実（再掲）

男女がお互いにその人権を尊重し、男女が同じ責任において家事・育児・介護等の家庭生活、経済活動、地域活動等に対等な立場で参加していくことを促進する教育を幼年期から進めていきます。

④職業体験学習の推進

子どもたちが、早い段階から職業に接し、就業に対する認識と意義を深めいくことができるよう、学校、地域、企業等との連携、協力体制のもとで職業体験学習を推進していきます。

⑤職業観の育成と就業支援

若い世代が、社会的な自立と安定した生活基盤を確立していくため、県並びにハローワークとの連携により、多様な就業支援に対する取り組みを検討していきます。

２）文化、体験活動、世代交流活動機会の充実

子どもたちは、自然と触れ合うことや多様な人々との交流、地域文化に触れる活動を通して、他人を思いやる心や地域や自然に愛着をもち大切にする心を育んでいきます。

子ども期が、豊かな人間性、人格を形成する重要な時期であることを踏まえ、日常生活や社会生活等のあらゆる機会を通して体験活動、交流活動を行ない、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図ることが大切なこととなります。

そのため、自然環境に親しむこと、地域の多様な文化にふれる機会、世代を超えた多様な人々との交流活動機会の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション環境の保全と活動拠点施設の整備拡充に向けた取り組みを推進していきます。

①体験学習、文化活動機会の提供

子どもたちの体験や親子で地域の自然、文化に親しむ機会を創設することで、郷土の豊かな自然と本県独自の歴史、文化を身近に感じ、豊かな感性と幅広い見識、柔軟な発想力及び想像力を持った子どもたちを育んでいきます。

②体験活動を支援する体制の充実

子どもたちの様々な体験活動を支援するため、那覇市子ども体験活動を支援する体制の充実を図ります。

また、子どもたちが地域の伝統・文化を継承する活動の充実やその活動を支援する人材の養成・確保に努めます。

③自然、歴史、文化学習環境の保全

世界遺産に登録されている首里城、識名園、玉陵、園比屋武御嶽石門、守礼門を中心とした文化遺産群、ラムサール条約に登録された漫湖、豊かな自然が残る末吉公園等、多くの地域資源を学習教材とした教育の充実を図るため、自然、歴史、文化学習環境の保全に努めていきます。

④スポーツ・レクリエーション環境の充実

生涯にわたり積極的な健康の保持･増進と運動に親しむ資質や能力を養うためスポーツ・レクリエーション活動を通した子どもたちの自主性、自発性、連帯性を育成するためスポーツ・レクリエーション環境づくりを推進していきます。

⑤活動拠点施設「森の家みんみん」の有効活用

市内に残された自然を生かし、子どもの自然体験、社会体験活動を推進していくため、子どもの宿泊研修施設「森の家みんみん」の有効活用に努めていきます。